

## 第9回建築基準法の見直しに関する検討会 意見等の概要

日時：平成22年8月5日（木）17:00～19:00  
場所：国土交通省 11階特別会議室

※：事務局から関連データ等の説明を行った後に、意見交換を実施

## &lt;適判制度に係る意見交換&gt;

## ○鈴木委員

- ・限界耐力計算で構造計算した伝統的木造建築物を特定行政庁において審査することは難しいと考えてよいか。

## ○事務局

- ・今回のヒアリング結果をみる限りにおいて、現状では難しいものと思われる。

## ○秋山委員

- ・構造種別ごとの審査の実態は分かったが、規模による相違はあったのか。

## ○事務局

- ・審査が難しい点についてのヒアリング結果によれば、審査の難しさは、「規模」よりも「不整形かどうか」に拠っている。

## ○来海委員

- ・構造設計一級建築士が関与した物件については、発注者が適判を受けるべきか否かを選択できるようにすべきという意見を追加してもらいたい。

## ○峰政委員

- ・手続きの長期化等による申請者側の負担に関する意見については、ワンストップ化する必要性の観点から述べたものであるため、ワンストップ化の欄に整理してもらいたい。

## ○深尾座長

- ・適判を行うことができる確認機関においてワンストップ化する場合、確認審査と適判を独立した部署で行うこととするのか、又は確認審査と適判を同一の者が行うことを認めることとするのか、について整理が必要。

## ○三栖委員

- ・確認機関の審査能力の不足に対処するための制度との主旨に鑑み、確認検査員等が適判資格を有する場合は同一者で確認審査及び適判を行うことは可能と考える。審査能力の問題であるので、確認の資格者、適判の資格者それぞれ別人格で審査を行えば、同一人でもよいと考える。

## ○高野委員

- ・同一機関で確認審査及び適判を行うこととしても、ダブルチェックは必要と考える。確認側と適判側とで相反する指摘があった場合の調整は、同一機関であることにより円滑化されると考えられる。

## ○齋藤委員

- ・確認側と適判側とでダブルチェックする以上、指摘が食い違うことはあり得る。

## ○峰政委員

- ・現状では、事前協議の際、適判機関からの指摘を懸念し確認機関が慎重な判断をしている。同一機関内で実施できれば、確認側と適判側との協議が行われ、審査がスムーズになると考える。

#### ○齋藤委員

- ・現状では、確認側と適判側との意見調整はどのような仕組みで行われているのか。

#### ○峰政委員

- ・現状では、設計者が確認機関と適判機関との間に入り、調整を行わざるをえない場合がある。

#### ○浅田委員

- ・適判員の意見と建築主事等の意見は食い違うことがありうるが、その調整は、建築主事等が行うべきものであり、調整した結果を申請者に通知するのも建築主事等となる。この調整ができていないとすれば審査側に問題がある。

#### ○高野委員

- ・浅田委員の意見のとおりである。同一機関で確認審査及び適判を行う場合であっても確認側と適判側との調整は必要となり、最終的な調整は確認側で行うこととなる。

#### ○細澤委員

- ・ダブルチェックは何故必要なのか。

#### ○高野委員

- ・櫻井委員の意見にあるとおり、適判には、確認側の審査能力を補完する効果と、第三者性審査によるリスク分散効果がある。

#### ○細澤委員

- ・資料2によると、建築主事は、構造審査ができない実態にあり、何を審査しているのか。構造審査は適判員のみで行えば良いと考える。

#### ○深尾座長

- ・最終判断は確認審査側が行うものであり、適判側はあくまでも第三者審査を担うものである。

#### ○岡和田委員

- ・当社においては、確認機関から送られてくる設計図書について、大規模建築物については複数体制で適判を行っており、事実上トリプルチェックがなされている。それでも、不整合等を全て精査するのは困難な状況。1人では不整合等を全て指摘することはできず、多くの目で審査するほど、完成度は高くなる。
- ・当社では、確認審査と適判の両方を行っているが各々別の部屋において審査を行っている。

#### ○木原委員

- ・設計図書の整合性等の確認は確認機関が行い、構造に係る工学的な判断は適判機関が行う等、確認機関と適判機関とは、現実には役割分担がなされている。確認機関において図書の整合性も確認せず、適判機関において整合チェックを含め全ての審査を委ねている場合もあると聞く。

#### ○細澤委員

- ・異なる機関で審査を行うと、指摘が食い違う場合の対応が困難。何人で行うこととなって

も1機関による審査でよいと考える。

#### ○来海委員

・特定行政庁へのヒアリング調査の対象に東京都が入っていないが、理由はあるのか。

#### ○事務局

・地方整備局が所在している都道府県を対象としており、関東地方整備局が埼玉県に所在しているためである。

#### ○来海委員

・ヒアリング調査結果が現実だとすると、既に確認機関と適判機関とで棲み分けがなされていることとなり、現状においてもダブルチェックとなり得ていないのではないかと。

#### ○高野委員

・現状は、確認申請件数の70%以上、さらに構造計算が必要となる一号～三号の建築物については85%以上の確認審査が民間確認機関によって行われており、審査機会が減少したために行政庁における審査能力が低下している実態を調査結果は示しているだけであり、確認機関と適判機関とで棲み分けがなされている実態を示しているわけではない。

#### ○深尾座長

・委員として参加頂いている横浜市、大阪府、福岡県においては、確認審査をしっかりとやらせておられるが、それ以外の行政庁の実態を知ることが調査の主な目的の一つである。今回の調査対象となった特定行政庁における確認申請件数は全数の約1/5となっているが、当然、これをもって全体の状況を直ちに示しているものとはいえない。

#### ○秋山委員

・適判の対象に関し、構造計算のルートによる区別のみならず、規模や構造によっても区別することについて、専門家たちが議論し、適正な判断をしていくべきである。

#### ○久保委員

・機関内での第三者性が確保されるような体制・分担のあり方を整理すればワンストップ化してもよいのではないかと。また、「複数の者によるチェック」等については、各機関におけるセールスポイントとすればよいものである。

#### ○齋藤委員

・耐震偽装の背景の一つには、確認審査がずさんとなっていたことがあり、確認審査はきちりやるべきである。確認機関と適判機関との意見対立はむしろ大事であり、同一機関でなくとも意見の調整は可能である。現行の確認審査制度は、最終的な審査の責任は確認機関が持ち、確認機関のみでは審査できないところを適判機関がピアチェックするものであり、確認機関が無関与でよいとの議論にはならない。確認機関が無関与でよいとすることは、確認審査制度の根幹を揺るがしかねない。

#### ○脇出委員

・横浜市においては、再計算までは行っていないが、構造設計の考え方等を審査し、留意事項を添えて適判を求めており、適判審査の存在のおかげで担当も緊張感を持って対応しており、ダブルチェックの効果はあると考えている。

#### ○高野委員

・確認側における審査事項は、参考資料2中の「審査事項の基本的な考え方」にある通りである。横浜市においては、確認側が付加的に審査しているが、この考え方に掲げられてい

る事項すら審査していない建築主事や確認機関があるということも聞いている。

#### ○岡和田委員

- ・同一機関において確認審査及び適判を行うこととすると、本来ダブルチェックすべき部分が適判に全て委ねられるなど馴れ合いが生じるおそれがある。確認機関は適判を求める際に、留意事項があれば適判機関にそれを示すこととなっており、単純に、「確認機関と適判機関とで棲み分けがなされているのでワンストップ化すべき」とはならないのではないのか。

#### ○乗松委員

- ・参考資料の政府参考人の答弁に、「両方の機関としての指定を受けることは可能であるが、同じ建築確認の物件について、同じ機関が確認審査と適判の両方を行うことは、制度の趣旨に照らして不合理」とある。法改正当時は、たすき掛けとした明確な意志があったはずである。

#### ○谷合委員

- ・適判主体が確認主体とは別の第三者として審査する仕組みを導入した法改正後数年経過した時点で、安易にワンストップ化することは危険である。

#### ○深尾座長

- ・確認機関により、審査能力は様々であり、構造に係る高度な審査能力を有さない確認機関では適判機関との棲み分けがなされており、審査能力のある確認機関では適判機関とのダブルチェックが行われており、安全性に係るチェックに実態上差が生じている。審査能力を有する機関においてワンストップ化を図ることは、必ずしも安全性に係るチェックの水準を引き下げるものではないとの見方もある。

#### ○谷合委員

- ・「実態として適判機関との棲み分けがなされている確認機関もある」とのことだが、そもそも審査すべき事項を審査していない実態が法律違反なのではないか。

#### ○深尾座長

- ・主体によってワンストップ化できる所とそうでない所が出てくるのではないのか。

#### ○事務局

- ・確認審査は建築主事又は民間の確認機関が行うこととなっている。また、適判は知事又は民間の適判機関が行っている。従って、横浜市等においてはワンストップ化とはならない。なお、都道府県において確認審査と適判に係る事務とを同一の建築主事によって行うことは現行制度上認められていない。

#### ○浅田委員

- ・都道府県においては、同一物件について確認審査及び適判両方の実施が許容されているが、他の主体においては許容されていないのは何故か。また、県における適判については、職員が直接行っているのか、又は業務委託をしているのか。

#### ○事務局

- ・確認審査と適判のダブルチェックを確保するため、民間機関においては同一物件に関し確認審査と適判の両方を実施できない仕組みとした上で、都道府県知事が適判を自ら実施する場合は、確認を担う主事とは別の主体に担わせる仕組みとしているものである。
- ・県における適判の実施は、外部組織に業務委託することにより行っているところが多いと認識している。

○齋藤委員

- ・そもそも大臣認定プログラムはどのような意義を持つものなのか。

○事務局

- ・平成 19 年の建築基準法改正により創設されたもので、一貫処理プログラムとして大臣認定を受けたプログラムを活用することにより、構造計算の過程に係る審査が省略されるとともに、法定審査期間が延長されないこととなる。現状では、一社のみ認定を取得しており、活用は累計で数十件程度である。

○齋藤委員

- ・何故普及しないのか。

○事務局

- ・様々な建物について一貫計算を可能とする高度なプログラムであることを求める結果として、認定に係る審査に時間を要している。また、認定プログラムを活用しなくとも、審査期間が短くなってきており、大臣認定プログラムを活用するメリットが相対的に少なくなっている面もある。

○細澤委員

- ・大臣認定プログラムが普及していない最大の理由はバグの可能性である。大臣認定プログラムにバグが発見された場合、当該プログラムを用いて構造計算された建築物が既存不適格建築物扱いとなるおそれがある。

○齋藤委員

- ・非認定プログラムを活用した場合は計算過程についても審査されることとなるが、その審査に時間があまりかかっていない、ということか。

○細澤委員

- ・耐震偽装は、認定プログラムを使用したことに原因がある。

○事務局

- ・耐震偽装の際に用いられたのは法改正前の認定プログラムであり、法改正後の認定プログラムとは異なるものである。

○岡和田委員

- ・使用するのが、どのようなプログラムであろうが、データを入力際のヒューマンエラーがなくなるわけではない。入力ミスのチェックは不可欠である。

○木原委員

- ・認定プログラムは、偽装防止の観点から、誰が使っても問題が起きないように設定されており、限定した形でしか組めないこととなっている。そのため、必ずしも多様な建築設計に対応できないものとなっている。

○齋藤委員

- ・非認定プログラムのプログラム自体の妥当性については誰が担保しているのか。

○木原委員

- ・非認定プログラムの場合、認定プログラムのように再計算を行うのではなく、プログラムの使用条件、入力値、プロセスを出力の紙ベースで全てチェックされる。

### ○事務局

- ・認定・非認定のいずれのプログラムを用いている場合であっても、適判の対象となる。ただ、非認定プログラムの場合は、認定プログラムを使用した場合のように構造計算の過程に係る審査を省略できなくなる。

### ○深尾座長

- ・認定プログラムを廃止しない場合のデメリットが何かあるのか。

### ○細澤委員

- ・廃止しないことによるデメリットはない。

### ○木原委員

- ・法において、認定プログラムによる構造計算が専門家による構造設計等に比べ審査上優遇されていることが、ツールが構造設計を行うが如き誤解を社会に与え、構造設計者としてのプライド上許せない部分がある。

### ○谷合委員

- ・非認定プログラムにバグが発見された場合、当該プログラムにより構造計算を行っている建築物はどのような扱いとなるのか。

### ○事務局

- ・大臣認定プログラムは、構造計算の過程の審査を省略しているものであるため、バグが発見された場合、基準不適合が明らかとなれば既存不適格建築物扱いとなる。非認定プログラムの場合は、構造計算の過程を全て審査しているため、プログラムのバグによる計算ミスがあれば、審査段階で発見されることとなる。

### ○深尾座長

- ・本日頂いたご意見を踏まえ、次回の検討会においては私の方からとりまとめ案を座長として提示させて頂くことを予定している。とりまとめ案については、適判制度以外の項目についても方向を提示させていただくこととしているので、その他の項目も含め、ご意見を頂きたい。

### <適判制度以外の項目に係る意見交換>

#### ○尾島委員

- ・多くの意見発表がなされ、有意義な検討会であったが、資格制度のあり方も取り上げられるのかを含め、今後のとりまとめの方向性について教えて頂きたい。

#### ○深尾座長

- ・与えられた課題毎に必要な応じ軽重をつけつつ出された意見を整理し、資格制度に係る項目等も含めて、とりまとめ案として提示させて頂く。

#### ○尾島委員

- ・利用者の利益となるよう、実態に即して意見をとりまとめてもらいたい。

#### ○齋藤委員

- ・次回の検討会が最終回となるのか。また、とりまとめにあたり、今後こういった手続きとなるのか。

#### ○深尾座長

- ・ 次回の検討会において、座長としてのとりまとめ案を提示し、皆様にご議論頂きたいと考えている。次回では議論がまとまらないと思われるので、さらにもう一回検討会を行うことになると思う。また、両論併記になる場合も本日の資料のような形ではなく、全体としての方向性を可能な限りお示ししたいと考えている。

#### ○事務局

- ・ 検討会の最終回を何回目とするかについては決めていない。

#### ○東條委員

- ・ ヒアリング調査結果をみて愕然とした。このままでは、数年後に、行政庁が審査能力のない団体となってしまうことを危惧する。

#### ○秋山委員

- ・ 検討会においては、主に3つのテーマについて議論し、今回は適判について意見交換をしたが、それ以外の項目についてはどのようにとりまとめるのか。特に大臣認定制度のあり方については、民間開放、手続きの迅速化等の見直しを検討すべきである。

#### ○深尾座長

- ・ 次回のとりまとめ案には、適判以外のテーマについても盛り込むこととなる。

#### ○桑原委員

- ・ 各委員が色々な立場から意見を表明し、それが外部に開示されること自体、非常に意義があることだと思う。座長には、本検討会で出された多くの意見を深いところでとりまとめ頂くことを期待する。様々な意見を踏まえつつも、何とかまとめたものとしてほしい。
- ・ 3つのテーマ以外の項目については、今後引き続き検討して頂きたいと考えている。

#### ○来海委員

- ・ 本検討会におけるとりまとめが事務局に渡った後のスピード感が重要である。法改正に向けて動き出すこととなるのか。事務局の取組み姿勢を教えてください。

#### ○事務局

- ・ 本検討会における意見を踏まえて、法改正を検討するよう指示を受けている。

#### ○三栖委員

- ・ 現実に、確認審査、適判に多くの時間がかかっていること、確認審査と適判を別機関で行うことの弊害が出ていること、適判を避けるためルート1による不合理な設計が行われていること等の問題がある。これらの問題への対処を先送りせず、とりまとめにあたっては、時間をかけてでもできる限り方向性を示すべき。

#### ○牧村委員

- ・ 建築設備士の活用に向けた意見について特段の反論はなかったが、次回の検討会においてご意見を頂きたい。

#### ○深尾座長

- ・ 頂いたご意見等を踏まえ、座長としてのとりまとめ案を次回提示させて頂きたい。